

あわら市外国人滞在型観光促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国からの観光客の誘致を促進し本市の地域経済の振興を図るため、外国からあわら市を訪れる訪日団体旅行を実施した国内外の旅行会社に対してあわら市外国人滞在型観光促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、訪日団体旅行を実施した国内外の旅行会社で次の要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市内の宿泊施設へ宿泊する経費に対し、市から他の補助金等の交付を受けている場合又は公益財団法人福井県観光連盟が実施するコンベンション開催助成金の交付を受けている場合は対象としない。

- (1) あわら市内に外国からの観光を目的とした団体旅行客を送客すること。
- (2) 旅行催行人数（旅行会社等の関係者及び宿泊費が発生しない乳幼児を除く。以下同じ。）が外国人5人以上であり、全員があわら市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、旅行催行人数に1,000円を乗じた額とする。ただし、同一年度内の1旅行会社当たりの補助金の額は、1,500,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行催行の7日前まで（4月1日から同月7日までの期間に宿泊又はツアー出発日がある場合にあつては同月1日）に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表（予定）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更又は中止)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更し、又は中止する場合は、補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合について準用する。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 補助事業者は、旅行終了の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書兼補助金交付請求書(様式第4号)に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表(実績)
- (2) 宿泊証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは速やかに補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(書類の提出及び通知)

第9条 補助金に関する書類の提出及び通知については、あわら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年あわら市条例第28号)に定めるところによることができる。

(関係書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助金に関する経理を明確にするとともに、帳簿その他関係書類を善良な管理のもとに5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱及びあわら市補助金等交付規則(平成16年あわら市規則第37号)に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成29年3月31日告示第41号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第33号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日告示第35号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のあわら市外国人滞在型観光促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付申請があった訪日団体旅行について適用し、同日前に交付申請があったものについても同様とする。
- 3 この告示による改正前のあわら市外国人滞在型観光促進事業補助金交付要綱の告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。